

9 在留資格の対象拡大について

我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、生産年齢人口の減少が加速度的に進むとともに、国際的な人材獲得競争が一層激化している。

特に地方や中小零細企業を中心に人手不足が深刻化する中、外国人材は地域経済や社会の重要な担い手となっている。

しかしながら、専門的・技術的分野における人材の確保に当たっては、技能実習制度の移行対象職種及び作業並びに特定技能制度の対象となる特定産業分野及び従事する業務が限定的であることから、依然として困難な状況にある業種も少なくない。

これら制度における分野や業務の追加に当たっても、手続きの煩雑さから、規模効果を発揮できない地場産業などにとっては容易ではないし、決定までに時間を要している。

更に、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格についても、制度上任せられる業務が厳格に特定されており、日本人従業員と同等に付随した業務を任せられないことがある。

については、経済社会の活性化と労働力不足の解消のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 在留資格「特定技能」に係る特定産業分野及び従事する業務について、地域や現場の実情に合わせて柔軟に拡充するとともに、追加する場合の手続きを簡素化すること。
- 2 新たな在留資格「育成就労」に係る育成就労分野及び従事する業務についても、地域や現場の実情に合わせた柔軟な設定が可能となる制度設計を行うこと。

- 3 その他の在留資格についても、地域や現場の実情に合わせ、より幅広い業務に従事することができるようにすること。